

出雲市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和4年（2022）1月26日

出雲市監査委員 神 門 三千夫  
出雲市監査委員 射 場 かよ子  
出雲市監査委員 保 科 孝 充

監 査 第 1 6 0 号  
令和4年（2022）1月26日

出 雲 市 議 会 議 長 様  
出 雲 市 長 様  
出雲市教育委員会教育長 様

出雲市監査委員 神 門 三千夫  
出雲市監査委員 射 場 かよ子  
出雲市監査委員 保 科 孝 充

### 令和3年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

# 令和3年度(2021)出雲市定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

### 2 監査の対象

令和2年度の財務事務

### 3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入の確保は適正に行われているか。
- (3) 違法、不当又は不経済な支出はないか。
- (4) 収入、支出に係る事務は適正に行われているか。
- (5) 契約事務は適正に行われているか。
- (6) 財産、物品の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (7) 会計処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (9) 過去の定期監査等における監査結果報告に対して必要な措置はとられたか。

### 4 監査対象部局

#### (1) 市民文化部

市民活動支援課、出雲中央図書館、文化スポーツ課(スポーツ特別事業室を含む。)、文化財課

#### (2) 教育部

教育政策課(学校再編推進室を含む。)、学校教育課、児童生徒支援課、教育施設課、学校給食課(学校給食センターを含む。)、出雲科学館

### 5 監査の主な実施内容

出雲市監査基準に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

### 6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 出雲市監査委員事務局

(2) 日 程 令和3年7月30日から令和4年1月26日まで

## 7 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員	神	門	三千夫
出雲市識見監査委員	射	場	かよ子
出雲市議選監査委員	保	科	孝 充

## 第2 監査の結果

### 概要

監査対象部局の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部について不適正な事案があった。

監査の結果、改善を要するものとして指摘、注意した事項は次のとおりである。

### 指摘・注意した項目数

項目	共通事項	収入事務	支出事務	契約事務	財産事務	合計
指摘事項	0	0	0	0	7	7
注意事項	0	5	8	11	21	45
合計	0	5	8	11	28	52

### 指摘事項

速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するものである。なお、指摘事項は、法に基づき報告及び公表をするものであり、適時措置状況を報告するよう求める。

- 1 法令(条例、規則その他の例規を含む。)に違反したもの又は不当なもので重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

### 注意事項

指摘に至らない比較的軽易なもの

## 1 共通事項（過去の指摘事項についての措置の状況等）

### 指摘事項

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

### 注意事項

今回の監査の範囲において、注意する事項は認められなかった。

## 2 収入事務

### 指摘事項

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

### 注意事項

- (1) 収入未済金の繰越調定日を誤り、また、収入未済金繰越調書を作成していなかった。(1課)
- (2) 直営施設の使用許可に当たり、使用許可書に使用料を明記していなかった。(1課)
- (3) 使用料の減免決定に当たり、その理由や減免の額を起案文書に明記していなかった。(1課)
- (4) 領収した現金の納付に係る調定において、出納員が任命されているにもかかわらず、出納員を納入義務者としていなかった。(1課)

- (5) 参加者負担金として徴収している材料費等の実費相当額について、条例で「市長が別に定める」と規定されているものの、別途の定めがなかった。(平成30年度定期監査の注意事項が改善されていなかった。)(1課)

### 3 支出事務

#### 指摘事項

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

#### 注意事項

- (1) 支出負担行為の決裁書類の管理が不十分であったため、物品購入代金を速やかに支払っていなかった。(1課)
- (2) 前渡資金の精算を速やかに行っていなかった。(1課)
- (3) 執行伺書に特別な理由を記載しないまま、入札参加指名登録業者ではない業者に業務を発注していた。(1課)
- (4) 支障木伐採を実施するに当たり、十分な業務計画を立てなかったため、非効率な発注となっていた。(1課)
- (5) 負担金の決定内容の変更に当たり、変更承認申請を求めることなく、負担金の額を確定していた。(1課)
- (6) 補助金の実績報告書に、領収書などの支払帳票等の写しが添付されておらず、また、現地調査も行わず補助金の額を確定していた。(1課)
- (7) 補助金の額の確定に当たり、提出書類を十分確認していなかった。(1課)
- (8) 補助金等の額の確定に当たり、証ひょう等の原本確認について記録していなかった。(2課)

### 4 契約事務

#### 指摘事項

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

#### 注意事項

- (1) 施設管理業務委託の積算に当たり、適正な労務単価を用いていなかった。(1課)
- (2) 物品購入の積算に当たり、誤って過大な設計単価としていた。(1課)
- (3) 受注者から第三者へ業務の一部を再委託するに当たり、再委託の承諾に関する手続がされていなかった。(1課)
- (4) 使用料徴収事務の委託が含まれている管理業務に係る決裁について、事務決裁規程による決裁区分としていなかった。(1課)
- (5) 契約書の作成に当たり、規則の規定による標準書式に定められた事項のうち、契約違反の場合の処置、履行遅延その他債務不履行の場合における遅延利息及び違約金その他の損害金など、当事者間の責任を明確にすべき事項を省略していた。(2課)
- (6) 長期継続契約において、契約書に翌年度以降に予算が削減された場合の契約解除に関する条項を定めていなかった。(2課)
- (7) 契約書への適正な収入印紙の貼付を確認していなかった。(8課)
- (8) 特段の理由なく業務着手通知書の提出を求めていなかった。(2課)

- (9) 契約上必要な業務着手通知書が提出されていなかった。(2課)
- (10) リース物品の検収に当たり、検収調書を作成していなかった。(1課)
- (11) 仕様書に記された業務内容が適正に履行されているかを検査調書等で確認できなかった。  
(2課)

## 5 財産事務

### 指摘事項

- (1) 公用車の自動車共済保険加入手続を遅延したことにより、任意保険に未加入のまま使用している期間があった。
  - ・ 出雲科学館公用車1台(出雲科学館)[出雲市財産規則第10条]
  
- (2) 公用車の自動車共済保険解約手続を遅延したことにより、解約返戻金の金額が減額となった。
  - ・ 出雲科学館公用車1台(出雲科学館)[地方自治法第2条第14項]
  
- (3) 特段の理由なく特定個人情報が含まれた書類を複写し、保管していた。
  - ・ 大津小学校校地拡張事業(教育施設課)[出雲市個人情報保護条例第8条、出雲市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程第16条]
  
- (4) 施設の賃貸借に係る賃貸借料に、消費税を課していなかった。
  - ・ 旧平田勤労青少年ホーム建物に係る普通財産貸付料(市民活動支援課)
  - ・ 佐田スクールバス車庫及び車庫用敷地に係る土地建物賃借料(教育政策課)[消費税法施行令第8条]
  
- (5) 土地売買契約書に貼付した収入印紙について、税額の軽減措置を適用せず、印紙税が過誤納となっており、還付手続が必要となった。
  - ・ 新体育館整備事業用地取得に係る土地売買仮契約書(文化スポーツ課)
  - ・ 第一中学校用地取得に係る土地売買契約書、平田4地区統合小学校用地取得に係る土地売買仮契約書(教育施設課)[印紙税法第8条、別表第一の第1号の1]
  
- (6) 教育施設について、設置目的の異なる他の公の施設の一部とみなし、その施設の設置及び管理に関する条例があることを根拠に、教育施設の設置及び管理に関する条例が定められていなかった。
  - ・ コスモス教室(児童生徒支援課)[地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条]

(7) 指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用料金の額について、同じ団体への再指定時において改めて必要となる承認手続を行っていなかった。

- ・ 出雲市民会館ほか 31 施設（文化スポーツ課）
- ・ 荒神谷博物館（文化財課）

[地方自治法第 244 条の 2 第 9 項]

## 注意事項

- (1) 財産台帳の登録内容に不備があった。（4 課）
- (2) 用途廃止により普通財産とした土地について、行政財産の登録のままとなっていた。（1 課）
- (3) 損害保険を掛けるべき財産に保険を掛けていなかった。（1 課）
- (4) 備品台帳の登録・異動手続を速やかに行っていなかった。（3 課）
- (5) 100 万円以上の物品について、決算書に附属する「財産に関する調書」への記載漏れがあった。（1 課）
- (6) 資産に該当するリース物件について、備品台帳への登録及び 100 万円以上の物品に係る決算書に附属する「財産に関する調書」への記載を行っていなかった。（1 課）
- (7) 普通財産を行政財産とみなし、貸借契約によらず、使用許可により使用させていた。（1 課）
- (8) 施設の使用許可に関する手続が、条例に定める規定と異なる方法で行われていた。（1 課）
- (9) 飲食店舗の使用許可について、条例に定める規定と異なる占用許可としていた。（1 課）
- (10) 教育財産使用の変更許可決定に際し、手続を誤り、起案文書及び許可書では「使用料の減免」としていた。（1 課）
- (11) 施設の使用許可（承認）に当たり、規則の規定による使用許可書（承認書）を交付していなかった。（2 課）
- (12) 行政財産の使用に関し、使用に際し必要な条件等を定めていなかったことから、適切な情報の周知がなされず、結果として 1 者が独占的に使用を許可される状況となっていた。（平成 30 年度定期監査の注意事項が改善されていなかった。）（1 課）
- (13) 教育財産目的外使用許可に係る許可の決定について、事務決裁規程による決裁区分としていなかった。（1 課）
- (14) 教育財産の目的外使用許可に際して必要な市長への協議を行っていなかった。（2 課）
- (15) 施設使用料減免の決定に当たり、その旨を起案文書に明記していなかった。（2 課）
- (16) 本人負担とすべき職員駐車場使用料を減免していた。（1 課）
- (17) 自動販売機に係る占用料について、施設によって不統一な取扱いとなっていた。（1 課）
- (18) 資産の貸付けに係る長期継続契約の消費税率の経過措置適用について、確認が不十分で契約によって不統一な取扱いとなっていた。（1 課）
- (19) 消費税率改定に伴う貸借に係る変更契約について、原契約書に記載すべき内容に不備があり、新税率適用の根拠が不明瞭な内容となっていた。（1 課）
- (20) 指定管理施設における消防設備点検等の状況を設置責任者として十分に監督していなかった。（2 課）
- (21) 早期修繕が必要な消防設備の不具合について、必要な対応を行わず、不適切な状態が続いていた。（1 課）

## 第3 監査の結果に基づく監査意見

### 1 適確な起案文書の作成について

適確な起案文書の作成については、昨年度の定期監査でも監査意見を付したが、今回の定期監査においても、起案文書に根拠法令や決定理由が示されていないなど、記載内容の不十分なものが多く見受けられた。

起案文書の作成は、法規性の確保、行政における意思決定過程の明確化等の観点から重要である。起案作成に際しては、法令等に沿っているか、必要事項が不足なく記載されているか、的確かつ簡潔に説明しているかなど十分な内容とし、事後においても合理的に検証できるものとなるよう努められたい。

また、管理・監督職員は、文書内容の点検、精査により適切な指導を行うとともに、文書の重要性について職場全体の共通認識を醸成いただきたい。

### 2 適正な契約事務の執行について

契約事務の執行に当たっては、地方自治法をはじめとして例規や事務手引を十分に確認し、適正な事務処理を行う必要がある。今回の定期監査では、契約における所要の事務手続が行われていない事案や、必要事項の記載漏れにより当事者間の責任の所在が不明瞭な契約書を用いていた事案があった。契約所管課は、事務処理に当たってのチェック体制を再度確認いただきたい。

また、契約事務の統括課は、職員への注意喚起通知や研修により、今後も基本的な事項や事務処理上の注意点について繰り返し周知し、適正な事務処理への意識を高めていただきたい。

### 3 補助金の額の確定や契約の完了検査時における履行確認の徹底について

今回の定期監査では、補助金の額の確定時における審査や契約の完了検査において、提出書類等の確認が十分でない事案が見受けられた。

補助金の確定や契約の完了検査の実施は、公金支出の最も重要なプロセスとなることから、履行確認を徹底し、その具体的な内容を記録として書面に残すことによって支出の正当性を確保することが大切である。

補助金の額の確定に当たっては、領収書、支払帳票、通帳等の証ひょう類を決算書と照合し、必要に応じて現地調査を実施するなど、交付決定した内容と実施された内容が一致しているかを正確かつ確実に審査し、その履行確認の実施内容については記録するよう努められたい。

契約の完了検査においては、契約書、仕様書等に基づき、実施状況が確認できる資料を受注者から提出させ適正な検査に努められたい。また、資料添付が難しい場合は、検査調書への履行確認内容の記載などにより記録として残されたい。

### 4 指定管理者に対する指導監督について

指定管理制度は、民間活力の導入により施設の管理運営を委託するものであるが、市は設置者として必要な指導監督を行い、リスク管理に努める責務がある。とりわけ施設の安全管理などの重要事項は、現場任せとならないよう、市が確認すべき基準・事項を明確にし、重大な過失を見逃すことのないよう努める必要がある。

指定管理者に対しては、事故発生や施設点検結果等の速やかな報告を求めることはもちろん、定期の情報交換や現場確認など、連携を密にして課題を共有するとともに、適切な対応に努められたい。

## 5 むすび

不適切な事務処理の原因としては、単純な事務誤りをはじめ、前例踏襲による業務のやり方、人事異動等の際の不十分な引継ぎ、法令等に関する知識や確認の不足などが挙げられる。このため、令和元年度及び令和2年度の定期監査における監査意見では、適正な事務処理について市全体で再認識する必要があることを付言してきた。

定期監査における指摘事項等を受け、適正な財務事務の執行について注意喚起する通知が庁内全体へ適宜発出されているものの、残念ながら今回の定期監査においても、これまでと同様の不適切な事務処理が見受けられる状況であった。

業務多忙、財務事務の経験が浅い職員の増加等、要因は様々あると思われるが、そうした状況下こそ、小さな誤りが大きな問題につながらないようにリスク管理することが肝要である。

令和2年度定期監査における監査意見を踏まえ、令和3年3月には「財務事務の適正処理及び予算執行について」として財政部長通知が発出され、また、令和3年度においても会計事務をはじめ、各種研修が開催されているところである。該当年度の監査対象部局だけでなく、各職場においても今回の定期監査の結果を共有し、是非日頃のリスク管理に生かしていただきたい。

今後、各種事務の統括課が中心となって、チェック体制の強化を含めた適切な財務事務の執行に向け、市全体で更なる取組が進められることを改めて要望するものである。